

森林環境保全整備事業 交付申請関係書類一覧

提出・提示区分	事業区分	書類	森林作業道以外	森林作業道	摘要
提出書類	共通	交付申請書 要領別紙1-様式第5号	○	○	
		確認書 要領別紙1-様式第6号	○	○	
		実行内訳書 要領別紙1-様式第7号	○	○	どちらかの様式を提出する。なお、信州の森林づくり事業補助金申請内訳書は、造林システムより出力される様式。
		信州の森林づくり事業補助金申請内訳書			
		実行経費内訳書 要領別紙1-様式第8号	△	△	市町村及び森林整備法人が請負に付した事業の場合
		実行内訳書付表 要領別紙1-様式第9号	○	○	どちらかの様式を提出する。なお、実行内訳書兼調査調書は、造林システムより出力される様式。申請者が箇所ごとに申請内容を記載及び選択する方法で作成すること
		実行内訳書兼調査調書			
		位置図	○	○	施行地の位置を示した5万分の1地形図
		森林計画図	○	○	施行地の測線及び測点(代表点)を明示する。実行内訳書に記載された番号を付記する
		実測図 要領別紙1-様式第10-1号	○	○	1ha未満の事業地にあつては1千分の1,1ha以上であつては3千分の1を基準とする。測量を要さないものは不要
		測量野帳 要領別紙1-様式第10-2号	○	○	測量を要さないものは不要、面積計算の根拠資料を添付すること。
		森林作業道作設に係るチェックリスト 要領別紙1-様式第10-3号	—	○	
		管理プロット調査結果表 要領別紙1-参考様式第1号	△	—	管理プロットによる施行地の管理を要さないものは不要
		精算設計書	△	△	第4の2~5の事業については提出する
		社会保険等加入状況調査表 要領別紙1-様式第12号	△	△	施行地ごとに事業に従事した各現場労働者について社会保険等の加入状況を記載した表(間接費の適用を受ける場合)。なお、造林システムより出力される社会保険等の加入実態状況調査表に替えての提出も可能とする。
		写真	○	○	別表2 施行写真撮影基準に基づく写真
		標準断面図	—	○	標準単価を適用した箇所の標準断面図
		委任等の関係書類	△	△	代理申請による場合
		森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料	—	△	森林作業道の復旧を実施する場合
		搬出材積集計表 要領別紙1-様式第11号	△	—	施行地(搬出材積が10m ³ /ha未満の施行地はこの限りでない。)ごとに作成する。なお、造林システムより出力される搬出材積集計表に替えての提出も可能とする。
	作業安全規範チェックシート 要領別紙1-様式第40号	○	○		
	環境負荷低減チェックシート 要領別紙1-様式第41号	○	○		
	市町村森林整備計画書又は森林簿の写し等	△	—	人工造林の初期保育の嵩上げを行う場合 市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林」の確認書類	
	森林環境保全直接支援事業のみ	森林経営計画認定書および該当箇所の森林経営計画書	△	△	森林経営計画に基づき実施した場合
	申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できる書類	△	—	第3の1の(2)の規定による場合	
	森林経営委託契約書等の写し	△	△	第3の1の(2)の規定による場合 また、森林所有者と契約書は原則として森林所有者の自筆署名とする	
	森林共同施業団地内で一体的に実施された国有林の面積及び搬出材積一覧	△	—	森林共同施業団地対象民有林における間伐、更新伐の場合	
	森林共同施業団地内で一体的に実施された国有林の施行位置図	△	—	森林共同施業団地対象民有林における間伐、更新伐の場合	

調査時提示書類	共通	施行地台帳	△	△	当該団地内で過去5年以内に施業履歴がなければ不要
		森林所有者の確認が出来る書類	△	△	森林経営計画の認定などにより確認済みの場合や他の書類で確認できる場合は不要
		事業の実施権限を有することがわかる書類	△	△	事業主体が森林所有者の場合や他の書類で確認できる場合は不要 また、森林所有者と同意書や受委託契約書等は原則として森林所有者の自筆署名とする。
		写真	△	△	補足等の説明に必要な場合
		社会保険等加入状況表にかかる支払い証明書	△	△	間接費の適用を受ける場合
		作業従事者の確認書類	○	○	作業期間等が確認できる書類
		請負等契約書	△	△	請負等契約がある場合は契約書を提示する
		精算書	△	△	実行経費との比較が必要な申請であっては精算書を提示する
		資材伝票	△	—	苗木や資材を使用している場合は提示する
		伐採及び伐採後の造林届、作業許可	○	△	届出書、許可書等の写しを提示する。
		埋蔵文化財法関係書類	△	△	埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地での施業実施時は文化財保護法に基づく書類を提示する
		自然公園法関係書類	△	△	特別保護区内での施業を実施する場合は許可書を提示する
		森林づくり条例関係書類	—	△	森林保全重点地域内において0.1ha以上の開発行為に該当する場合
		火災、気象災、噴火災、病虫害等による被害状況等の資料	△	△	施行完了後に火災、気象災、噴火災、病虫害等の被害を受けた場合は当該被害に係る資料を提示する。
	材積伝票又は検知野帳	△	—	搬出材積集計表の根拠となる書類を提示する	
	直森 接林 の支 環 境 援 事 保 業 全	特定間伐等促進計画	△	△	特定間伐等促進計画による場合
		長期育成循環施業に係る協定書	△	△	長期育成循環施業による場合
	林 相 転 換 の 特 別 対	スギ人工林伐採重点区域であることがわかる書類	○	△	
		山地災害危険地区に該当しないことがわかる書類	○	△	
	整森 備林 ・緊 林急 相造 転成 換・特 別害 対森 策林	協定書	△	△	事業実施に協定を必要とする場合

凡例：○必要 △必要に応じて —不要